一　地域再生計画の作成主体の名称　匝瑳市
二　地域再生計画の名称　匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　匝瑳市の区域の一部（飯倉地域及び飯倉台地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①、生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者住宅の入居者要件の合理化（五の六）

○内閣府告示第二千九百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青梅市
二　地域再生計画の名称　青梅市梅の里再生プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　青梅市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　村上市
二　地域再生計画の名称　スケートボードの聖地「むらかみ」プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　村上市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高岡市
二　地域再生計画の名称　藤子・F・不二雄先生のふるさとづくり～若者が夢を持ち住みつづけたくなるまちの魅力向上プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　高岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　魚津市
二　地域再生計画の名称　たてもんと全国植樹祭レガシー事業
三　地域再生計画の区域の範囲　魚津市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小松市
二　地域再生計画の名称　子どもたちの学びの空間創出プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　小松市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小松市
二　地域再生計画の名称　「遊泉寺銅山跡活用プロジェクト」～ひとと自然との歴史を紡ぎ、未来へつなぐ先人達のスピリット～
三　地域再生計画の区域の範囲　小松市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　加賀市
二　地域再生計画の名称　ラムサール条約湿地「片野鴨池」保全と魅力発信事業
三　地域再生計画の区域の範囲　加賀市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県鳳珠郡穴水町
二　地域再生計画の名称　能登半島穴水「恵みの里山」活性化プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県鳳珠郡穴水町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県
二　地域再生計画の名称　長野オリンピックレガシー活用プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県北安曇郡白馬村の全域